

地下埋設物・躯体埋込み配管等の 事故防止マニュアル(営繕版)(概要)

・目的

- ◇本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とする。

・概要

- ◇営繕工事において、地下埋設物と躯体埋込み配管等を定義し、発注者と受注者のそれぞれの立場から、事故防止対策を実施。
- ◇事故防止に当たっては、発注者と受注者の両者が、チェックリストを用い、各々の立場で確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に努めるものとする。

◇【設計時】

設計段階は、調査職員と設計業務受注者の両者が設計図書に反映させるために、地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査を実施する。

【施工時】

施工段階は、監督職員と工事請負者の両者及び調査職員と工事監理業務受注者の両者が、それぞれの契約において、提供された地下埋設物・躯体埋込み配管等の情報に基づいて現地調査を行い、内容を施工計画書に反映させる。

工事請負者が施工計画書に基づいて作業を実施し、作業結果を監督職員に報告する。

【その他(発注時)】

発注段階は、発注担当課職員が設計図書を確認するために、地下埋設物・躯体埋込み配管等の有無、調査・施工方法を確認するとともに入札手続時の質疑に対して適切な回答を行っているか確認する。

※「地下埋設物」とは、施工範囲の地中に埋設された給排水管、ガス管、ケーブルの配管類をいう。ただし、地中の既設構造物や工作物は、除く。

※「躯体埋込み配管」とは、RC造・SRC造及びS造等の建築物において、柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた配管・配線類をいう。